

障害者差別相談窓口について

障害を理由とした差別の解消を促進することを目的として、市の業務を含む、市内事業所などで発生した障害を理由とした差別的取扱い等の相談窓口を設置しています。

1 設置場所

宇部市障害福祉課

2 相談内容

- ・市職員による障害を理由とする差別的取扱い
- ・市職員による社会的障壁の除去に関わる合理的配慮の不提供
- ・市内の事業所などで発生した障害を理由とした差別的取扱い
- ・その他障害者差別解消に関わる事項

3 相談方法

対面、電話、ファクス、メールなど

4 受付時間

対面、電話での受付は、市役所開庁日の 8 時 30 分～17 時 15 分

5 その他

プライバシーに配慮するため、対面での相談は別室を用意しますので、できるだけ事前に連絡をお願いします。

また、手話通訳等の配慮が必要な場合も事前に連絡してください。